

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
49	健康増進法に基づく各種検診の結果情報連携事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、健康増進法に基づく各種検診の結果情報連携事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和7年6月2日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に基づく各種検診の結果情報連携事務
②事務の内容	健康増進法に基づき、各種検診事業（胃・子宮・乳・肺・大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診）を実施し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号）に基づき、検診結果情報の副本データを中間サーバーへ登録し、必要に応じ他自治体への情報照会及び提供を行うもの。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	成人健診システム（保健システム）
②システムの機能	成人健診システム（保健システム）は、がん検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健診を含む各種検診記録の管理や医療機関への委託料支払など、実施に関することを管理するシステムである。 (1) 健診履歴管理機能 個人ごとに検診結果を管理し、照会ができる。 (2) 対象者抽出機能 受診勧奨のための個別通知出力、副本登録のための中間サーバー連携等を目的に、条件を指定し対象者を抽出する。 (3) 各種統計機能 検診委託料支払に関する積算や、年齢別種類別の受診者数統計を作成する。 (4) 協力医療機関管理機能 協力医療機関データを管理する。 (5) 帳票作成機能 受診記録や受診率等の統計、医療機関への支払のための帳票を作成する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 （ 中間サーバーコネクタ ）
システム2～5	

システム2

①システムの名称	中間サーバーコネクタ
②システムの機能	①団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 ②宛名情報管理機能 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 住登外、法人情報について管理する。 ③中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバー、各業務システム)

システム3

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 ②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 ③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 ④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、中間サーバコネクタ及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 ⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携機能）を副本として保持・管理する。 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。 ⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 ⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の収集、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバーコネクタ)

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
検診結果情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 健康増進課 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	健康増進課長 DX推進課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
検診結果情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※		健康増進法に基づき実施する、各種検診(胃・子宮・乳・肺・大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診)を受診した者	
	その必要性	各種検診(胃・子宮・乳・肺・大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診)を受診した本人の検診結果を管理する必要がある。	
④記録される項目		＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
		その妥当性	・その他識別情報(内部番号): 住民基本台帳や資格に係る情報を管理するために記録するもの。中間サーバコネクタより符号取得済みの団体内統合宛名番号を取得し、その他識別情報(内部番号)と団体内統合宛名番号の紐付けを行い、中間サーバコネクタを経由して中間サーバーへ情報提供・情報照会依頼を行う。 ・連絡先情報 対象者に対する受診記録の管理を行うため記録するもの。 ・健康・医療関係情報: 各種検診の受診結果に関する情報で、番号法第9条第1項別表111の項、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項により利用可。
		全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		令和4年6月20日	
⑥事務担当部署		相模原市 健康福祉局 保健衛生部 健康増進課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 区政推進課、市民税課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 厚生労働大臣、日本年金機構、共済組合等 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市区町村等 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 中間サーバーコネクタ ）
③使用目的 ※		各種検診記録の管理を行う。
④使用の主体	使用部署	健康増進課、DX推進課
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 各種検診事業の実施に関する事務 ・各種検診事業の記録管理業務を行う。
情報の突合		1. 各種検診事業の実施に関する事務 ・各種検診実施医療機関から提出された、検診票に記載されている検診受診者の情報と、成人健診システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、受診者を正確に把握する。 ・番号法に基づき、各種検診結果に係る情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供するため、成人健診システムから該当する受診者の管理番号を抽出し、各種検診結果に係る情報を中間サーバーコネクタ経由で中間サーバーに送付する。
⑥使用開始日		令和4年6月20日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	保健システムの開発・保守・運用業務	
①委託内容	保健システムの開発・保守・運用業務	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託承諾申請書を提出の上、承諾。
	⑥再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項2～5		
委託事項2	共通基盤システムの開発・保守・運用	
①委託内容	共通基盤システムの開発保守・運用	
②委託先における取扱者数	10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託する業務内容、理由、期間及び個人情報等の取扱の有無を明記した再委託承諾申請書を提出の上、承諾。
	⑥再委託事項	システム開発業務、保守業務、システム障害時の復旧支援作業
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ＜保健システムにおける措置＞
- ①保健システムに関するデータについては、入退室管理されたデータセンター内の施錠されたラック内に設置されたサーバ内に保管する。また、バックアップデータを遠隔地に保管する。
 - ②紙媒体や電子媒体による情報は、利用時以外は施錠されたキャビネット・倉庫で保管する。
- ＜ガバメントクラウドにおける措置＞
- ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
 - ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
 - ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
- ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入退館及び情報システム室への入退室を厳重に管理する。
 - ②特定個人情報は、情報システム室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

○検診結果情報ファイル

【胃がん検診】

受診年度、一次検診受診日、検診方式、検診会場、検診時間、一次検診実施医療機関、検査方法、生検、請求日(月)、基準日年齢、TEL、身体障害、初再診、免除区分、一次検診結果、所見、フィルム番号、部位①、部位②、総合指導区分、診断名、他に診断あり、重篤な偶発症(検診中・後)、整理番号、処理日、精密検査受診日、精密検査受診時年齢、精密検査受診医療機関名

【子宮がん検診】

受診年度、一次検診受診日、検診方式、検診会場、検診時間、一次検診実施医療機関、受診区分、請求日(月)、基準日年齢、TEL、初再診、免除区分、一次検診結果、頸部細胞診結果、頸部ベセスダ区分、体部細胞診結果、体部区分、診断名、コルポ検査、体部挿入不能、重篤な偶発症(検診中・後)、検体の適否、整理番号、処理日、精密検査受診日、精密検査受診時年齢、精密検査受診医療機関名

【乳がん検診】

受診年度、一次検診受診日、検診方式、検診会場、検診時間、一次検診実施医療機関、検査方法、請求日(月)、基準日年齢、TEL、初再診、免除区分、一次検診結果、視触診判定、マンモ判定(一次検診読影会)、総合検診結果、重篤な偶発症(検診中・後)、整理番号、処理日、精密検査受診日、精密検査受診時年齢、精密検査受診医療機関名

【肺がん検診】

肺がん検診、受診年度、一次検診受診日、検診方式、検診会場、検診時間、検診種別、一次検診実施医療機関、請求日(月)、基準日年齢、TEL、初再診、高危険群者、免除区分、一次検診結果、胸部エックス線検査、X線判定区分、X線比較読影、X線比較読影実施、診断名、喀痰検査、喀痰対象者、喀痰判定区分、喀痰有所見、他に診断あり、重篤な偶発症(検診中・後)、フィルム番号、整理番号、処理日、精密検査受診日、精密検査受診時年齢、精密検査受診医療機関名

【大腸がん検診】

受診年度、一次検診受診日、検診方式、検診会場、検診時間、一次検診実施医療機関、請求日(月)、基準日年齢、TEL、初再診、免除区分、一次検診結果、便潜血反応 1日目、便潜血反応 2日目、総合指導区分、要指導とした理由、検査方法、重篤な偶発症(検診中・後)、整理番号、処理日、精密検査受診日、精密検査受診時年齢、精密検査受診医療機関名

【肝炎ウイルス検診】

検診結果、受診年度、受診日、検診方式、検診会場、実施医療機関、請求日(月)、基準日年齢、TEL、免除区分、検診結果、実施理由、HCV抗体(定量)、HCV-RNA、C型判定結果、B型判定結果(HBs抗原)、整理番号、処理日

【成人歯科健診】

受診年度、診査年月日、実施医療機関、請求日(月)、検診方式、TEL、基準日年齢、健診結果、受診番号、事後指導、免除区分、費用区分、処理日、健全歯数、未処置歯数、処置歯数、現在歯数、要補綴歯数、欠損補綴歯数、CPI(6カ所の最高コード)、歯肉出血BO P、歯周ポケットPD口腔内の清掃状態、歯石の状態、その他の所見、その他の所見内容、舌・粘膜相談、指導内容・目標、市への連絡事項、他歯科医療機関を紹介先、健診実施のみで終了理由、自覚症状(【設問1】)、かかりつけ医(【設問2】)、定期的な歯科受診(【設問3】)、受診頻度(【設問3】)、受診頻度 その他(【設問3】)、歯みがき指導(【設問4】)、歯みがき頻度(【設問5】)、歯みがき(いつ)(【設問5】)、歯みがき時間(【設問5】)、歯間ブラシ、デンタルフロス利用、喫煙有無(【設問7】)、喫煙本数(【設問7】)、食生活習慣(移行データ用)、食べる時の状況(【設問9】)、歯周病と全身疾患の関わり(10、舌や粘膜で気になるところ(11、事後調査(受診のきっかけ、かかりつけ医、定期的な歯科受診、受診頻度、受診しない理由、歯みがき頻度、歯みがき、歯みがき時間、歯間ブラシ、デンタルフロス利用、歯みがき指導、喫煙有無、喫煙本数、満足度、満足・やや満足の理由、不満・やや不満の理由)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
検診結果情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 実際に検診を受診をした者に限り、受診履歴の管理を行う。 ＜中間サーバコネクタにおける措置＞ 中間サーバコネクタでは、団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 また共通基盤システムでは、ユーザあるいはグループ単位でアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜運用における措置＞ 市特定個人情報等取扱い規程に基づく情報セキュリティ研修及び教育を実施し、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。 ＜保健システムにおける措置＞ 保健システムには、個人番号の取り込みをしないため、目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けは行われない。(情報提供で必要となる個人番号は、中間サーバコネクタにおいて内部番号から取得する。) ＜中間サーバコネクタにおける措置＞ 中間サーバコネクタでは、個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行えないようになっている。 ユーザあるいはグループ単位。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である

		3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<保健システムにおける措置> ①システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによって不正使用されないための対策を実施している。 ②利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施する。また、端末を管理するシステムにアクセスできる権限を制限する。 ③ログイン認証で使用するICカードについて、職員各自で厳重な管理を徹底する。 <中間サーバーコネクタにおける措置> ・中間サーバーコネクタでは、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施することとしており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施する。 ・中間サーバーコネクタでは、システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような対策を実施する。 ・中間サーバーコネクタでは、パスワードの適性のチェック、有効期限の管理を行い、3ヶ月に1度、不適切なパスワードの利用の禁止や有効期限切れのパスワードの失効を実施する。 ・中間サーバーコネクタでは、システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施する。 ・中間サーバーコネクタでは、生体認証を実現することで、なりすましの対策を実施する。 ・中間サーバーコネクタを稼動するLANでは、ファイアウォールにより外部からの侵入を防御する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 ・監査証跡の記録・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報等の保護に関する条例等の遵守 ・安全管理体制の整備 ・作業場所の特定 ・従事者の教育実施 ・知り得た個人情報の秘密保持 ・再委託範囲の明確化 ・個人情報管理の徹底 ・目的外利用の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・体制、作業場所、再委託、秘密保持に関して書類を提出させている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・個人情報は庁舎外では取り扱わせないう、庁舎内の端末機で作業を行う。 ・事前に申請した者にのみログイン認証で使用するICカードを交付している。 ・システムのアクセスログを記録する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）					
[○] 提供・移転しない					
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<運用における措置> ①個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集している。 ②職員は、業務以外の目的で情報システム及びパソコン等の情報機器を使用してはならない。 <成人健診システムにおける措置> ①特定個人情報ファイルの送受信は、中間サーバコネクタのみに限定している。 ②システムを使用する必要がある職員を特定し、ICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、権限のないものによる目的外入手を防止している。 <中間サーバコネクタにおける措置> ①中間サーバコネクタでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施することとする。 ②中間サーバコネクタでは、2要素認証等の適切な認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできない対策を実施することとする。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【物理的対策】 ・物理端末については、セキュリティワイヤー等による固定、ゲートで区画された場所での使用などの物理的対策を講じている。 【技術的対策】 ・物理端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	<本市における措置> (1) 担当部署において、情報セキュリティに関する知識の向上等に資するための研修を実施する。 ・新規採用職員及び配属1年目の職員を対象とした基礎研修 ・全職員を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 ・管理職を対象とした情報セキュリティ対策に関する研修 (2) 情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発通知を各課へ回覧 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 ・e-ラーニングによる情報セキュリティ研修の実施
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	相模原市 健康福祉局 保健衛生部 健康増進課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8322
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年5月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月8日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担	市長公室 総合政策部 DX推進課	市長公室 DX推進課	事前	重要な変更にあたらない
令和5年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要	2022/6/19	2022/6/20	事前	重要な変更にあたらない
令和5年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要	(記載なし)	「精密検査受診日、精密検査受診時年齢、精密検査受診医療機関名」追加	事前	重要な変更にあたらない
令和5年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要	2022/6/19	2022/6/20	事前	重要な変更にあたらない
令和7年6月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを	共通基盤システム	中間サーバコネクタ	事前	重要な変更
令和7年6月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを	共通基盤システム	中間サーバコネクタ	事前	重要な変更
令和7年6月2日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを	(1)団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。	①団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。	事前	重要な変更
令和7年6月2日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の76	番号法第9条第1項 別表111の項	事後	重要な変更にあたらない
令和7年6月2日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシ	(情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の102の2項	(情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2	事後	重要な変更にあたらない
令和7年6月2日	II 特定個人情報ファイルの概要	共通基盤システム	中間サーバコネクタ	事前	重要な変更
令和7年6月2日	II 特定個人情報ファイルの概要	共通基盤システム	中間サーバコネクタ	事前	重要な変更
令和7年6月2日	II 特定個人情報ファイルの概要	共通基盤システム	中間サーバコネクタ	事前	重要な変更
令和7年6月2日	II 特定個人情報ファイルの概要	番号法第19条第8号 別表第2の102の2項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	重要な変更にあたらない
令和7年6月2日	II 特定個人情報ファイルの概要	＜共通基盤システムにおける措置＞ 入退室管理されたデータセンター内の施錠され	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する	事前	重要な変更
令和7年6月2日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手	共通基盤システム	中間サーバコネクタ	事前	重要な変更
令和7年6月2日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提	(※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令及び第19条第14号に基づき、事務手続きごと	事後	重要な変更にあたらない
令和7年6月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	2023/3/14	2025/5/15	事後	重要な変更にあたらない